Ⅴ 誘導施策の検討

Ⅴ 誘導施策の検討

1　都市機能及び居住を誘導するための施策の考え方

Ⅲで掲げた「まちづくりの目標」を達成するため、居住環境やまちの魅力向上、公共交通ネットワークの維持・充実等を図りながら、都市機能及び居住の誘導を図ります。

そのため、まちづくりの方針（ターゲット）・誘導方針（ストーリー）に基づき、誘導施策の視点ごとに誘導施策を設定し、最終的に、「都市の将来像」である『「ツナグ」松田～人・まち・コトを繋ぐまち～』の実現を目指します。

2　都市機能及び居住を誘導するための具体的な施策

視点１　都市機能の誘導による拠点づくり

２つの鉄道駅を核とした都市機能誘導区域への都市機能の誘導を図り、拠点形成を図ります。

■誘導施策（松田町）

① 新松田駅南口駅前広場等整備

② 新松田駅北口周辺整備

・新松田駅北口地区市街地再開発事業
（駅前広場・道路や歩行者専用デッキ・高層住宅・商業・業務施設・公益施設の整備）

・都市再生整備計画　新松田駅周辺地区に基づく事業
（新松田駅北口地区駅前広場整備事業・町道３号線拡幅整備事業・電線類地下埋設施設）

・ペデストリアンデッキ・（仮称）子育て支援センター整備事業

■誘導施策（国等）

① 小田急新松田駅及び JR 松田駅周辺の整備

・駅前広場の整備等（次世代ステーション創造事業、官民連携基盤整備推進調査費）

・中心市街地活性化（都市機能立地支援事業、都市再生整備計画事業、
都市再生区画整理事業）

② 低・未利用地を活用した賑わいの創出

・各拠点の都市機能誘導区域内に存在する低・未利用地の利活用の検討・実施
（都市再生区画整理事業）

③ 公有地における定期借地権制度の活用

・官民連携による定期借地権制度を活用した公有地活用の検討・実施

④ 交通拠点としての機能向上

・鉄道とバスの交通結節点での待合環境の整備（街路事業）

⑤ 商業拠点としての機能向上

・空き店舗の利活用を推進する仕組みづくり
（地方創生推進交付金、商店街活性化促進事業、まちづくりファンド支援業務）

・地域・まちなか商業活性化支援事業（中心市街地再興戦略事業）

⑥ 金融支援

・民間都市開発推進機構（民都機構）による金融支援

⑦ 税制措置

・民間誘導施設等整備事業計画における税制措置

視点２　まちなか居住の推進によるコンパクトなまちづくり

空き家・空き地を活用してまちなか居住を推進するとともに、住環境の整備により良好な住環境の創出を図ります。

■誘導施策（松田町）

① 空き家・空き地バンク活性化事業

・活用件数の増加、マッチングの強化による空き家・空き地の流動化の促進

■誘導施策（国等）

① 住宅供給推進事業

・ファミリー世帯の定住や高齢者の居住安定に向けた民間の住宅供給の支援を検討
（若者定住促進事業補助金の活用）

② 定住・移住促進奨励金制度

・新築住宅又は建売住宅を取得して居住する人への奨励金の交付

③ 子育て世代の移住・定住促進

・子育て支援施設の整備（都市機能立地支援事業）

・子育て世帯向け定住促進住宅の整備（スマートウェルネス住宅等推進事業）

④ 公園及び生活道路の整備

・公園整備の実施（都市再生整備計画事業）

・生活道路の改良工事の実施（都市再生整備計画事業）

視点３　交通ネットワークの強化

持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークの形成とともに道路ネットワークの整備を進めることで、都市計画区域外の集落等も含めたまち全体の交通ネットワークを強化し、まちなか交通の充実を図ります。

■誘導施策（松田町）

① 路線バスの確保・維持及び利便性向上

・路線バスの運行支援

（乗合バス運行事業、通学バス定期券助成事業、高齢者バス定期券助成事業）

・効果的な交通施策の推進と新たな交通施策の推進

② 鉄道事業者への要望の継続

■誘導施策（国等）

① 路線バスの増便

・路線バスの運行支援（地域公共交通確保維持改善事業）

・市街地循環バスの創設（地域公共交通確保維持改善事業）

② 利用者のニーズ・需要にあった多様な運行形態による交通手段の検討

・松田町地域公共交通会議にて運行形態等について検討

③ 公共交通利用促進事業

・公共交通ネットワークの維持・充実を図るための交通事業者

・地域と連携した事業の実施

（地方創生推進交付金、地域公共交通確保維持改善事業、都市・地域交通戦略推進事業）

④ バス待合環境の整備等

・交通事業者との連携による待合環境の整備等の実施（都市再生整備計画事業）

視点４　防災の安全安心のまちづくり

土砂災害や河川洪水災害等の自然災害に対する安全性を確保するとともに、バリアフリーな生活環境の形成を図り、安全・安心のまちづくりを進めます。

■誘導施策（松田町）

① 町同報無線

・火災や風水害などが発生した緊急時に、町内 24 か所に設置した同報無線から情報発信

・人が多く集う場所等を中心とした、防災や観光等の情報発信を行うデジタルサイネージの導入、及び Wi-Fi 環境の充実

② 治水安全度の向上

・国や県と連携した治水安全度の向上

③ 自主防災組織の編成

・自主防災組織の設立推進と自発的な避難体制の整備

④ 避難訓練の実施と町民の防災意識の向上

・災害を想定した避難訓練の実施と、町民の防災意識の向上

■誘導施策（国等）

① 木造住宅等耐震改修促進事業

・木造建築物耐震診断補助の実施

・生垣設置奨励補助の実施

② 人にやさしい住宅リフォーム支援

・居室、浴室、トイレ等の段差解消等への補助の実施

（既存住宅・リフォーム市場活性化による住み替えの促進、住宅市街地総合整備事業）

③ 人にやさしい施設整備（公共施設の改善・整備）

・公共建築物、歩道、多目的トイレ等のバリアフリーなどに配慮した改善・整備の実施

（次世代ステーション創造事業、バリアフリー環境整備促進事業）

④ 空き家修繕等助成事業

・空き家・空き地バンク制度を通じて活用する住宅の改修・修繕に対して助成の実施

（空き家対策総合支援事業、空き家・空き地等に流通の活性化の推進）

参考までに、次ページに市街化区域付近の「松田町洪水ハザードマップ」と「松田町土砂災害ハザードマップ」を示します。

これらのハザードマップは、町民に普段から災害のおそれのある区域、箇所及び避難所等を確認していただくことを目的に作成されたものです。本町と町民は、役割分担について共通認識を持ち、双方で協働して災害に対する警戒避難体制を構築し、地域防災力の向上を図っていきます。

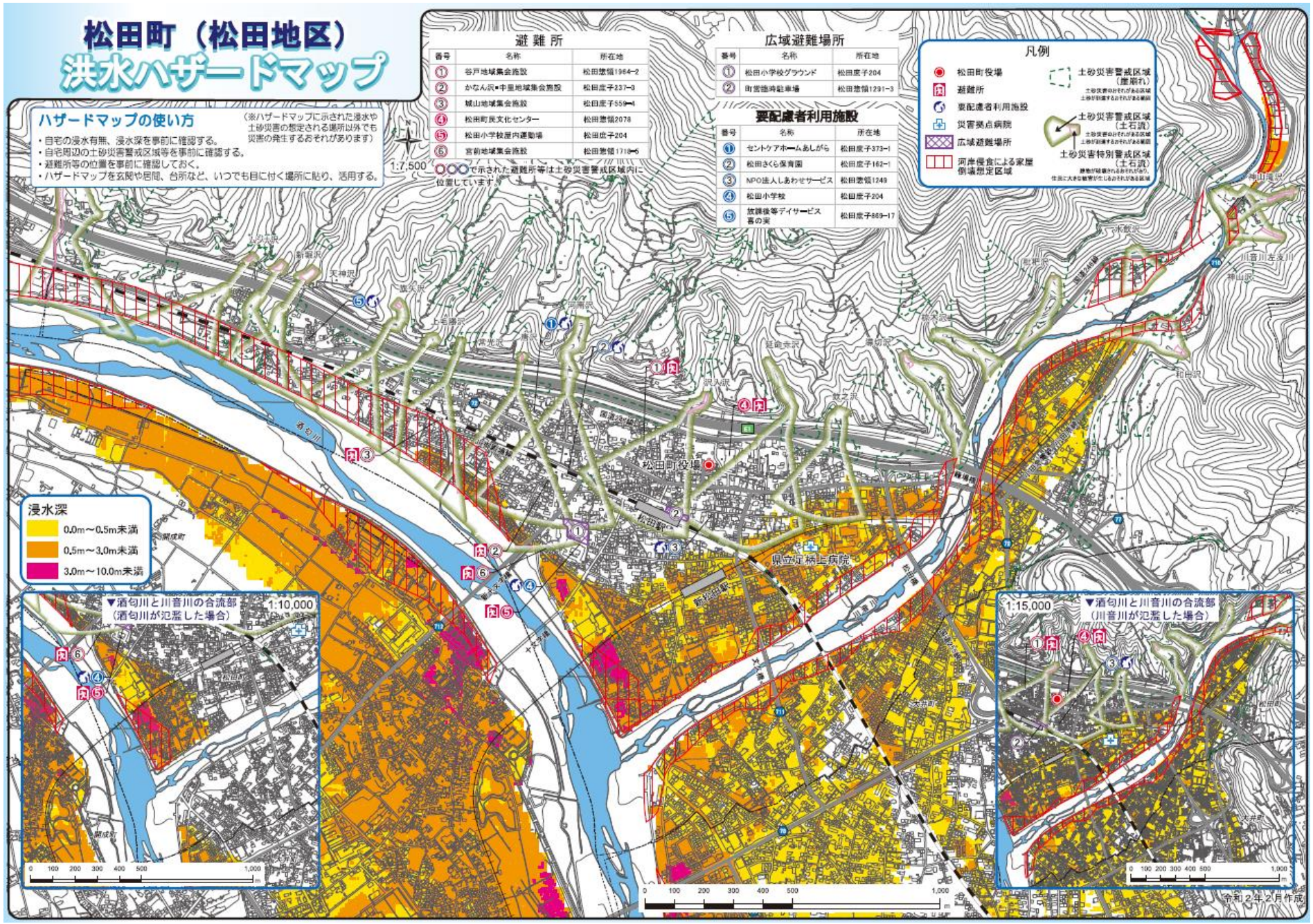
松田町（松田地区）
洪水ハザードマップ
ハザードマップの使い方
・自宅の浸水有無、浸水深を事前に確認する。
・自宅周辺の土砂災害警戒区域等を事前に確認する。
・避難所等の位置を事前に確認しておく。
・ハザードマップを玄関や居間、台所など、いつでも目に付く場所に貼り、活用する。
（※ハザードマップに示された浸水や土砂災害の想定される場所以外でも災害の発生するおそれがあります）
1:7,500
○○○で示された避難所等は土砂災害警戒区域内に位置しています。
避難所
番号 名称 所在地
① 谷戸地域集会施設 松田惣領1964-2
② かなん沢・中里地域集会施設 松田庶子237-3
③ 城山地域集会施設 松田庶子559-4
④ 松田町民文化センター 松田惣領2078
⑤ 松田小学校屋内運動場 松田庶子204
⑥ 宮前地域集会施設 松田惣領1718-6
広域避難場所
番号 名称 所在地
① 松田小学校グラウンド 松田庶子204
② 町営臨時駐車場 松田惣領1291-3
要配慮者利用施設
番号 名称 所在地
① セントケアホームあしがら 松田庶子373-1
② 松田さくら保育園 松田庶子162-1
③ NPO法人しあわせサービス 松田惣領1249
④ 松田小学校 松田庶子204
⑤ 放課後等デイサービス 喜の実 松田庶子869-17
凡例
松田町役場
避難所
要配慮者利用施設
災害拠点病院
広域避難場所
河岸侵食による家屋倒壊想定区域
土砂災害警戒区域（崖崩れ）
土砂災害警戒区域（土石流）
土砂災害特別警戒区域（土石流）
浸水深
0.0m～0.5m未満
0.5m～3.0m未満
3.0m～10.0m未満
▼酒匂川と川音川の合流部（酒匂川が氾濫した場合）
1:10,000
▼酒匂川と川音川の合流部（川音川が氾濫した場合）
1:15,000
松田町役場
県立足柄上病院
令和2年2月作成

松田町土砂災害ハザードマップ（松田地区全域）

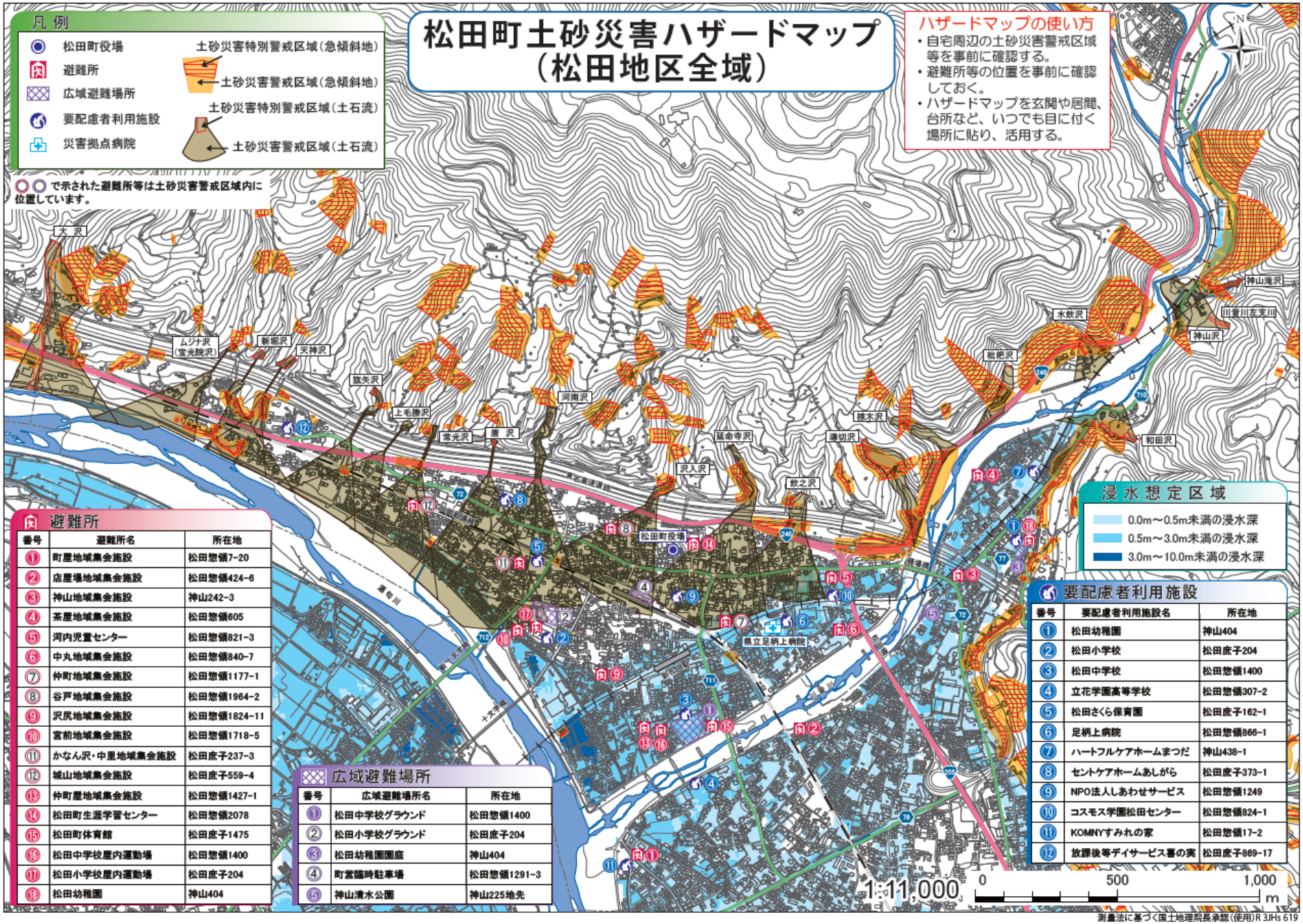

測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 619